職場だより

**岐⾩県教職員組合 情報**

発⾏ . . .

定年が延長？その問題点は？

定年延⻑に関する情報が伝わってきました。早い場合、今年の『⼈事院勧告』（毎年８⽉頃）に提案される可能性があります。「定年延⻑」に伴う問題点を考えてみます。

# ①３年ごとに定年年齢を１歳ずつ引き上げ（2021年から）、2033年に完成する。

→３年に１回は定年退職者がいないことになります。⼤学⽣・⾼校⽣から⾒ると、３年ごとに**採⽤数が⼤幅に減る**ことになります。（教員だけでなく、他の公務員も⼀緒）

**②60歳以降の給与は引き下げる。昇給はしないこととする。**（再任⽤者は現⾏通り）

→退職⾦は、『退職時の給与×⽀給率（退職理由別及び勤続年数別）×60⽉分』です。勤続年数は増えますが、**退職時の給与が減らされると、退職⾦が減額される可能性があります**。

# ③中⾼年層の賃⾦も引き下げる。

→「働く年数を５年伸ばしておいて、⽣涯賃⾦は変えない」＝「政府の⽀出を減らす」ことを考えている可能性があります。つまり、今と⽐べると、**５年間分ただ働き**と同じです。

# ④60歳以降は役職をはずす「役職定年制」を導⼊する。その際の給与は引き下げる。

→管理職は60歳以降はヒラ教員になるのでしょうか？ 60歳以降でも部⻑・主任などの役職にはつく可能性が⾼いです。ＨＲ担任や、部活の主顧問も同様です。

→問題は、「**体⼒・モチベーションが維持できるか**」と、「60歳を超えて給与を下げても仕事内容は変わらない」のは、**「同⼀労働同⼀賃⾦」の原則に反する**ということです。

# ⑤⼿当は、60歳以前と同様とするが、減額するかどうかは検討する。

→現在、再任⽤者には⽀給されていない⼿当（扶養⼿当・住居⼿当など）が、⽀給されるようになる可能性がありますが、その他の⼿当も含めて、減額される可能性があります。

# →現⾏の再任⽤者の給与は、60歳の正規職員の約６５％です。

→**現⾏の再任⽤者の期末･勤勉⼿当は、正規職員が4.4⽉分に対して、2.3⽉分です（約50％）**

**⑥60歳で⼀度退職した後、再任⽤短時間で採⽤する制度を設ける。**

→現在、県職員の再任⽤者は、基本的には再任⽤短時間で働いていますが、学校での再任⽤者は、なかなか短時間が認められま

せん。特に、⼩学校では、再任⽤も講師も担任ですので、短時間の再任⽤は認められていません。よって、この「再任⽤短時間」の制度は、教員にとっては作っても使えない制度となることが予想されます。

**交渉していかないと、政府側の都合の良いように決められてしまいます**